

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年4月28日

**【四半期会計期間】** 第24期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

**【会社名】** 株式会社レッグス

**【英訳名】** LEGS COMPANY, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 内川 淳一郎

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

**【電話番号】** 03(3408)3090(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理担当執行役員 中矢 猛

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

**【電話番号】** 03(3408)3090(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理担当執行役員 中矢 猛

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第23期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第24期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第23期
会計期間		自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高	(千円)	2,078,039	2,209,104	9,128,088
経常利益又は経常損失( )	(千円)	3,861	86,711	201,211
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失( )	(千円)	8,735	43,165	118,884
純資産額	(千円)	2,549,407	2,693,860	2,669,307
総資産額	(千円)	3,865,565	3,970,018	3,687,344
1株当たり純資産額	(円)	100,070.99	105,381.82	104,493.94
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は四半期純損失金 額( )	(円)	345.26	1,706.01	4,698.63
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額	(円)	-	1,701.91	4,694.18
自己資本比率	(%)	65.5	67.2	71.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	320,692	81,573	517,418
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	27,716	11,071	87,482
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	12,651	21,414	12,651
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高	(千円)	1,307,393	1,325,917	1,436,907
従業員数	(人)	168	172	172

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第23期第1四半期連結累計(会計)期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (%)	関係内容
(連結子会社) 睿格斯(上海)広告有限公司	中国上海市	20,000	マーケティングサービス事業	100.0	役員の兼任2名

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	172 (23)
---------	----------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

2 臨時雇用者数には、契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	140 (22)
---------	----------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に当第1四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

2 臨時雇用者数には、契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
マーケティングサービス事業	2,908,090	-	2,056,985	-
その他の事業	26,791	-	22,640	-
合計	2,934,882	-	2,079,626	-

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
マーケティングサービス事業	2,172,225	-
その他の事業	36,878	-
合計	2,209,104	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
サントリー食品株式会社	418,593	20.1	-	-
日本コカ・コーラ株式会社	333,006	16.0	250,301	11.3

(注) 当第1四半期連結会計期間のサントリー食品株式会社は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出や生産が増加基調に転じつつあったことを反映し、企業の景況感を示す業況判断指数（DI）に改善の兆しがありました。3月11日に発生した東日本大震災による、サプライチェーンの寸断や電力不足などの商品供給体制への影響および消費マインドの悪化により、本格的な回復は復興需要が成長を支える7月以降との見方もあり今後の先行きは非常に不透明な状況です。

当社グループが属する広告・販促業界においても、震災以前はテレビCM等が前年比プラスに転じるなど広告・販促市況が上向き兆しも一部にありましたが、震災発生後はテレビCMの公共広告への置き換えやキャンペーンの自粛等、一時的に広告・販促出稿が大きく減少し、本格的に市況が回復するのは復興需要が顕在化する下半期以降との見方もあり依然予断を許さない状況にあります。

このような状況下、当社グループでは、中期経営計画において策定した市場戦略に基づいて従来の戦略市場である飲料・食品・流通及び通信業界を中心とする既存顧客の深堀り、特に、比較的企業体力のある大手を中心とする既存顧客の深堀りに加え、他業界での新規顧客開拓や昨今の顧客の販促ニーズの変化に対応した新規商材の提供等により、戦略市場及び提供サービスの幅をひとつひとつ広げるべく積極的な事業展開を行なってまいりました。

当第1四半期連結会計期間における当社グループの経営成績は、まず売上高は大手飲料企業のキャンペーン予算縮小による減少があったものの、OEM顧客での新商品の販売好調により全体としては、前年同期比で増収となりました。

売上総利益率に関しては、OEM顧客向けで高利益率案件があったこと、および全社的な粗利益率向上プロジェクトの推進によるコスト低減の効果が徐々に出つつあることにより前年同期比で3.5ポイント改善しております。

営業利益、経常利益及び当期純利益に関しては、基幹システムの入替費用および新規事業のシステム構築費用等の増加により販売費及び一般管理費の増加があったものの、増収と売上総利益率の改善により、前年同期比で増益となっております。

また、その他のトピックスといたしましては、近年積極的に推進しております海外展開が順調に進捗していることがあげられます。特に、経済発展の著しい上海においては、拡大するクライアントニーズに対応する為、平成20年10月に設立した当社子会社睿格斯（上海）貿易有限公司に続き、新たに、平成23年2月に広告業を主たる事業とする睿格斯（上海）広告有限公司を設立し、中国での更なる業務拡大を図ってまいります。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は2,209百万円（前年同四半期比6.3%増）、営業利益は82百万円（前年同四半期は営業損失3百万円）、経常利益は86百万円（前年同四半期は経常損失3百万円）、四半期純利益は43百万円（前年同四半期は四半期純損失8百万円）となりました。

##### (2) 財政状態の分析

###### （資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて282百万円増加し、3,970百万円となりました。これは主に、現金及び預金が減少したものの、受取手形及び売掛金、商品が増加したことによるものであります。

###### （負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて258百万円増加し、1,276百万円となりました。これは主に、未払法人税等が減少したものの、買掛金、賞与引当金が増加したことによるものであります。

###### （純資産）

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べて24百万円増加し、2,693百万円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べ110百万円減少し1,325百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は81百万円（前年同四半期は320百万円の収入）となりました。これは主として仕入債務の増加166百万円等による資金の収入があったものの、売上債権の増加262百万円、たな卸資産の増加122百万円による資金の支出があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は11百万円（前年同四半期比60.1%減）となりました。これは主として有形固定資産の取得による支出4百万円、無形固定資産の取得による支出4百万円及び保険積立金の積立による支出4百万円等による資金の支出があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は21百万円（前年同四半期比69.3%増）となりました。これは配当金の支払21百万円による資金の支出があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,000
計	98,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年4月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,100	27,100	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	(注)
計	27,100	27,100	-	-

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。



(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年3月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	360
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、3	51,905
新株予約権の行使期間	自平成20年3月27日 至平成25年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 51,905 資本組入額 25,953
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

- 平成16年12月14日開催の取締役会決議により、平成17年2月18日付をもって1株を2株に分割、また、平成17年12月14日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付をもって1株を2株に分割しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
- 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

- 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社及び当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
新株予約権の相続は認めない。  
新株予約権の質入、その他の処分は認めない。  
その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象監査役及び対象従業員との間で締結する割当契約に定めるところによる。

平成17年3月30日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	408
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、3	242,500
新株予約権の行使期間	自平成22年3月30日 至平成27年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 242,500 資本組入額 121,250
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

- 平成17年12月14日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付をもって1株を2株に分割しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
- 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

- 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社子会社、当社の資本提携先及び当社の業務提携先の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。  
ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社、当社の資本提携先及び当社の業務提携先の取締役、監査役及び従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。  
新株予約権の相続は認めない。  
新株予約権の質入、その他の処分は認めない。  
その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年3月28日及び平成20年3月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	288
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	155,000
新株予約権の行使期間	自平成24年3月28日 至平成29年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 4	発行価格 221,979 資本組入額 110,990
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社、当社子会社の従業員及び社外協力者の地位にあることを要するものとする。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社の従業員及び社外協力者たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額155,000円と付与日における公正な評価単価66,979円を合算しております。

平成20年3月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	90,825
新株予約権の行使期間	自平成25年3月26日 至平成30年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 4	発行価格 145,274 資本組入額 72,637
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「新規発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社大阪証券取引所JASDAQが公表する当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。

「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額90,825円と付与日における公正な評価単価54,449円を合算しております。

平成21年3月24日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	59,670
新株予約権の行使期間	自平成26年3月24日 至平成31年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 89,806 資本組入額 44,903
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することが出来る。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

2. 次の または の事由が生ずる場合、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「新規発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社大阪証券取引所JASDAQが公表する当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。

「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社社外監査役及び従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社社外監査役及び従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額59,670円と付与日における公正な評価単価30,136円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	27,100	-	220,562	-	267,987

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,798	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 25,302	25,302	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	27,100	-	-
総株主の議決権	-	25,302	-

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2株（議決権2個）含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社レグス	東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号	1,798	-	1,798	6.63
計	-	1,798	-	1,798	6.63



## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	74,000	80,000	61,000
最低(円)	53,500	52,900	39,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,326,749	1,437,722
受取手形及び売掛金	1,573,482	1,309,039
商品	242,339	119,369
その他	203,176	199,655
貸倒引当金	4,870	3,005
流動資産合計	3,340,877	3,062,780
固定資産		
有形固定資産	1 31,259	1 26,858
無形固定資産	101,569	95,491
投資その他の資産		
その他	516,504	525,054
貸倒引当金	20,192	22,841
投資その他の資産合計	496,312	502,212
固定資産合計	629,141	624,563
資産合計	3,970,018	3,687,344
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	560,490	392,637
未払法人税等	58,590	108,412
賞与引当金	92,960	47,881
役員賞与引当金	8,124	-
その他	236,324	152,749
流動負債合計	956,491	701,681
固定負債		
長期未払金	221,720	221,720
退職給付引当金	97,946	94,635
固定負債合計	319,666	316,355
負債合計	1,276,158	1,018,037
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	220,562	220,562
資本剰余金	267,987	267,987
利益剰余金	2,317,126	2,299,262
自己株式	130,352	130,352
株主資本合計	2,675,323	2,657,459
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,669	1,679
繰延ヘッジ損益	31	1,762
為替換算調整勘定	6,315	10,111
評価・換算差額等合計	8,952	13,554
新株予約権	23,767	21,816
少数株主持分	3,722	3,584
純資産合計	2,693,860	2,669,307
負債純資産合計	3,970,018	3,687,344

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	2,078,039	2,209,104
売上原価	1,611,825	1,635,893
売上総利益	466,213	573,210
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 469,581	<sup>1</sup> 490,870
営業利益又は営業損失( )	3,367	82,339
営業外収益		
受取利息	256	201
受取手数料	1,160	5,866
受取保険金	552	-
その他	423	196
営業外収益合計	2,393	6,264
営業外費用		
為替差損	1,762	554
投資事業組合運用損	1,035	848
開業費償却	-	419
その他	89	70
営業外費用合計	2,887	1,892
経常利益又は経常損失( )	3,861	86,711
特別利益		
貸倒引当金戻入額	457	784
持分変動利益	-	319
特別利益合計	457	1,104
特別損失		
固定資産除却損	3,024	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,359
特別損失合計	3,024	7,359
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	6,429	80,456
法人税、住民税及び事業税	30,469	56,845
法人税等調整額	21,359	19,113
法人税等合計	9,109	37,731
少数株主損益調整前四半期純利益	-	42,724
少数株主損失( )	6,803	440
四半期純利益又は四半期純損失( )	8,735	43,165

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	6,429	80,456
減価償却費	4,600	5,816
貸倒引当金の増減額( は減少)	457	784
賞与引当金の増減額( は減少)	44,545	45,079
役員賞与引当金の増減額( は減少)	5,675	8,124
退職給付引当金の増減額( は減少)	3,106	3,311
受取利息及び受取配当金	256	201
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,359
売上債権の増減額( は増加)	526,145	262,359
たな卸資産の増減額( は増加)	410,316	122,970
仕入債務の増減額( は減少)	161,458	166,804
その他	6,003	92,468
小計	322,068	23,103
利息及び配当金の受取額	256	201
法人税等の支払額	1,633	104,877
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>320,692</b>	<b>81,573</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,763	4,183
無形固定資産の取得による支出	23,347	4,150
保険積立金の積立による支出	3,836	4,200
貸付けによる支出	1,500	-
貸付金の回収による収入	1,261	1,326
その他	1,469	135
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>27,716</b>	<b>11,071</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	12,651	21,414
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,651</b>	<b>21,414</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	384	3,069
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	280,708	110,989
現金及び現金同等物の期首残高	1,026,684	1,436,907
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,307,393	1,325,917

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、睿格斯(上海)广告有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 6社
2 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ259千円減少し、税金等調整前四半期純利益は7,618千円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1 . 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「受取保険金」(当第1四半期連結累計期間は180千円)は、営業外収益の100分の20以下であるため、当第1四半期連結累計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。	
2 . 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前連結会計期間末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1 固定資産の減価償却累計額		1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	52,312千円	有形固定資産の減価償却累計額	49,790千円
2 手形割引高及び裏書譲渡高		2 手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形裏書譲渡高	84,187千円	受取手形裏書譲渡高	112,342千円
		なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。	
		受取手形裏書譲渡高	19,356千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売費の主なもの		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売費の主なもの	
役員報酬	30,020千円	役員報酬	20,750千円
給料及び手当	200,162千円	給料及び手当	210,669千円
賞与引当金繰入額	46,636千円	賞与引当金繰入額	46,915千円
退職給付費用	4,203千円	退職給付費用	4,399千円
役員賞与引当金繰入額	5,675千円	役員賞与引当金繰入額	8,124千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,312,419千円	現金及び預金勘定	1,326,749千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	5,025千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	831千円
小計	1,307,393千円	小計	1,325,917千円
現金及び現金同等物	1,307,393千円	現金及び現金同等物	1,325,917千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	27,100

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,798

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年ストックオプション としての新株予約権			15,081
	平成20年ストックオプション としての新株予約権			4,522
	平成21年ストックオプション としての新株予約権			4,164
	合計			23,767

(注) 上記ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月24日 定時株主総会	普通株式	25,302	1,000.00	平成22年12月31日	平成23年3月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。



(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

事業の種類は「マーケティングサービス事業」及び「その他の事業」に区分しております。「その他の事業」の営業損益の絶対値が営業損益基準の10%を超えておりますが、一時的であるため、事業の種類別セグメント情報の記載は省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当社グループは、マーケティングサービス事業以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、セグメントの記載は省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表上計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当社グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	105,381円82銭	1株当たり純資産額	104,493円94銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,693,860	2,669,307
普通株式の係る純資産額(千円)	2,666,370	2,643,905
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	23,767	21,816
少数株主持分	3,722	3,584
普通株式の発行済株式数(株)	27,100	27,100
普通株式の自己株式数(株)	1,798	1,798
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	25,302	25,302

2 1株当たり四半期純利益金額等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 345円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,706円01銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 1,701円91銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	8,735	43,165
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	8,735	43,165
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	25,302	25,302
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	61
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月12日

株式会社レグス  
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 矢野 博 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レグスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レグス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月28日

株式会社レグス  
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 矢野 博 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レグスの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レグス及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。